

府政防第 7 2 4 号  
消防災第 2 3 4 号  
平成 2 4 年 6 月 2 7 日

各都道府県知事 殿

内閣府政策統括官（防災担当）

消 防 庁 次 長

### 災害対策基本法の一部を改正する法律について

本日、災害対策基本法の一部を改正する法律（平成 2 4 年法律第 4 1 号。以下「改正法」という。）が公布、施行されました。また、改正法の施行にあわせて、災害対策基本法施行令の一部を改正する政令（平成 2 4 年政令第 1 7 1 号）及び災害対策基本法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成 2 4 年内閣府令第 4 2 号）が公布、施行されました。

貴職におかれましては、下記の改正内容を御理解の上、今後の防災対策の推進に万全を期するとともに、貴都道府県内の市町村に対しても周知いただきますようお願いいたします。なお、下記中の条文番号は特に断りがない限り、改正法による改正後の災害対策基本法（昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号。以下「法」という。）のものです。

### 記

#### 第一 改正法の経緯

この法律は、平成 2 3 年 1 0 月に中央防災会議の下に設置された「防災対策推進検討会議」が平成 2 4 年 3 月 7 日にとりまとめた中間報告を受け防災対策の充実・強化に向けた当面の取組方針（平成 2 4 年 3 月 2 9 日中央防災会議決定）を踏まえ、東日本大震災から得られた教訓を生かし、いつ起こるかわからない大規模広域な災害に備えるための措置を可能なものから行うものである。

なお、政府としては、東日本大震災から得られた教訓を今後に生かすため、東日本大震災に対してとられた措置の実施の状況を引き続き検証し、防災上の配慮を要する者に係る個人情報取扱いの在り方、災害からの復興の枠組み等を含め、防災に関する制度の在り方について所要の法改正を含む全般的な検討を加え、その結果に基づいて、速やかに必要な措置を講ずるものとしている（この旨は法附則第 2 条に明記されているところ）。

## 第二 改正法の趣旨及び内容

### 1. 大規模広域な災害に対する即応力の強化

#### (1) 発災時における積極的な情報の収集・伝達・共有の強化（法第51条及び第53条関係）

東日本大震災では、市町村の行政機能が著しく低下し、被災状況の報告、情報収集等が必ずしも十分ではなかった事例があったことを踏まえ、国・地方公共団体等の災害応急対策責任者が情報を共有し、連携して災害応急対策を実施すること、市町村が法第53条第1項に基づく被害状況の報告ができなくなった場合、都道府県が自ら情報収集等のための必要な措置を講ずべきこと等を規定したものである。

#### (2) 地方公共団体間の応援業務等に係る都道府県・国による調整規定の拡充・新設と対象業務の拡大（法第67条、第68条、第72条、第74条、第74条の2等関係）

東日本大震災の際は、地方公共団体間の応援に関して、一部を除き国が調整を行う法制度がなかったことから、総務省、全国知事会、全国市長会、全国町村会等が協力して臨時に構築したスキームに基づき、地方公共団体間の応援の調整等が行われた。

このような教訓及び課題を踏まえ、被災した地方公共団体への人的支援を強化するため、災害応急対策業務に係る地方公共団体間の応援規定について、都道府県による調整規定を拡充し、国による調整規定を新設したものである。

また、消防、水防、救助等の人命に関わるような緊急性の極めて高い応急措置（応諾義務あり）に限定されている応援の対象業務を、避難所運営支援、巡回健康相談、施設の修繕のような災害応急対策一般に拡大し、このうち、法第68条第1項に基づく市町村から都道府県への応援の要求又は要請については、応急措置以外の災害応急対策についても都道府県知事等に応諾義務を課すこととしたものである。

#### (3) 地方公共団体間の相互応援等を円滑化するための平素の備えの強化（法第8条、第40条、第46条等関係）

災害が発生した際に他の主体との相互応援が円滑に行われるよう、国及び地方公共団体は、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため、従前より規定されていた地方公共団体の相互応援に加えて広域一時滞在に関する協定の締結に関する事項の実施に努めなければならないとともに、災害予防責任者は、あらかじめ地域防災計画等において相互応援や広域での被災住民の受入れを想定する等の必要な措置を講ずるよう努めなければならないことを規定したものである。

### 2. 大規模広域な災害に対する被災者対応の改善

#### (1) 救援物資等を被災地に確実に供給する仕組みの創設（法第86条の7等関係）

災害時に必要となる物資等については、備蓄以外に災害対策基本法の規定がなかったことを踏まえ、備蓄物資等が不足し、災害応急対策を的確かつ迅速に実施することが困難であると認めるときは、市町村は都道府県に対し、都道府県は指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長（以下この項目において「国」という。）に対し物資等の供給を要請等できることを規定したものである。なお、事態の緊急性等に照らし必要な場合には、市町村から国に物資等の供給を直接依頼することを妨げるものではない。

また、東日本大震災の際には、国が自ら支援物資の調達・運送を行ったことを踏まえ、緊急を要し、要請等を待ついとまがないと認められるときは、都道府県・国が要請等を待たず自らの判断で物資等を供給できると及び都道府県・国は運送事業者である指定公共機関等に対し、物資等の運送の要請や指示を行うことができることとしたものである。

#### (2) 市町村・都道府県の区域を越える被災住民の受入れ（広域避難）に関する調整規定の創設（法第86条の2等関係）

東日本大震災では、市町村の区域を越えた被災住民の移動及びその受入れが必要になったところ、そのような事態を想定した備えが十分ではなかったため、受入れ側の地方公共団体による被災者の受入れ支援の実施までに時間を要した。また、必ずしも市町村単位での広域避難が計画的に実施されず、被災市町村が被災者の行先を十分把握できなかったところ。

このような教訓及び課題を踏まえ、市町村・都道府県の区域を越える広域での被災住民の受入れが円滑に行われるよう、地方公共団体間の被災住民の受入れ手続、都道府県・国による調整手続に関する規定等を新設したものである。

### 3. 教訓伝承、防災教育の強化や多様な主体の参画による地域の防災力の向上

#### (1) 教訓伝承の新設・防災教育強化等による防災意識の向上（法第7条、第46条及び第47条の2等関係）

いわゆる「釜石の奇跡」が示すように、災害に際しては、住民自らが主体的に判断し、行動できることが必要であることから、防災意識の向上を図るため、住民の責務として、災害教訓を伝承することを明記するとともに、国・地方公共団体のほか、防災上重要な施設の管理者も含めた災害予防責任者が防災教育を行うことを努力義務化することとしたものである。

#### (2) 地域防災計画の策定等への多様な主体の参画（法第15条関係）

東日本大震災において、避難所の運営に当たり女性、高齢者等の視点が必ずしも十分ではなかったとの指摘があったことから、平成23年12月に修正された防災基本計画においては、「地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の充実により地域の防災力向上を図る」ことが盛り込まれたところである。

上記の点も含め、地域防災計画の策定等に当たり多様な主体の意見を反映できるよう、地方防災会議の委員として、現在充て職となっている防災機関の職員のほか、自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者を追加することとしたものである。

### 4. その他

#### (1) 災害の定義の見直し（法第2条関係）

近年、竜巻による大きな被害が発生していることを受け、また、竜巻による災害の特殊性等にかんがみ、議員修正により、災害対策基本法の災害の定義において、異常な自然現象の例示として「竜巻」が追加されたものである。

(2) 国・地方公共団体の防災会議と災害対策本部の役割の見直し（法第11条及び第14条等関係）

防災会議は災害対策の総合的・計画的な推進を担う場であり、平時において防災計画を作成するほか、非常災害に際して緊急措置に関する計画を作成・実施することが所掌事務とされていたが、被災者の救助や支援をはじめとする災害応急対策は災害対策本部において実施してきたところである。

機動性が求められる災害応急対策は災害対策本部に一元化することが効果的であることから、両者の役割分担を明確化することとし、災害応急対策のための方針の作成、本部長から関係機関への協力要求等を災害対策本部の規定に設ける一方で、地方公共団体の防災会議については平時における防災に関する諮問的機関としての機能強化するため、これまで規定がなかった、地方公共団体の長の諮問に応じて防災に関する重要事項を審議すること等を所掌事務に追加することとしたものである。

以上